

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 8 月 1 日
担 当 課	下水道整備課

契約業者名・住所	松戸市上下水道管工事業協同組合 ・ 千葉県松戸市稔台五丁目 1 5 番地 2 5
工事等の名称	常盤平地区排水設備調査業務委託(R8)
工事等の場所	松戸市 常盤平双葉町 地先外
種 別	調査業務
工事等期間	令和 8 年 7 月 7 日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで
契約金額	1 1 5, 0 0 0 円 (単価の合計)
工事等の概要	常盤平地区(金ヶ作処理区)の公共下水道分流化事業に係り、合流式の下水道で整備された地区内において、排水設備の現地調査を行い、次年度に実施する分流化工事のために必要となる図面や数量表等を作成するもの。
随意契約の理由	本業務を遂行するためには、下水道に関する総合的な知識を有する排水設備工事責任技術者を配置のもと、本市における技術的な基準等を十分に熟知していること、また、現地調査では迅速かつ正確な判断が求められます。これらの要件を満たす者として、「松戸市内に本店を有する松戸市下水道指定工事店」、若しくは「松戸市上下水道管工事業協同組合」が該当しますが、前者の場合、次年度以降に実施する分流化工事において、本業務で知り得た情報が特定の者に有利に働き、公平性を欠くことが危惧されます。 一方、後者は、組合員が松戸市内に本店を有する上下水道指定工事店で構成され、相互扶助の精神に基づき、特定の組合員の利益では無く、協同して上下水道に係る事業を行う団体であることから、公平性を確保することが可能であると思料します。以上の理由により、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とし、松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、松戸市上下水道管工事業協同組合を見積業者として選定するものです。